

諮問 「図書館の社会教育施設としての在り方について」

1、図書館のめざすべき姿について

現在の運営の基本方針に加え、今後は ICT 化に向けた展開を図らなければならない。WEB 検索用端末の配置もサービスの一環として必要ではないか。

また、図書館の今後の運営の基礎資料とするため、利用者（又は市民）を対象に意識調査を実施してはどうか。旭川市が実施した意識調査では、図書館に今後期待することとして、「図書館資料の充実」、「開館日・開館時間の充実」、「貸出上限冊数や貸出期間の充実」、「予約やリクエスト対応の充実」が多い。本市でも同じ様な傾向が想定されるが、市民の生の声を図書館運営に取り入れるべきである。

2、社会教育施設としての機能充実について

●図書館は公民館機能を持った施設として整備をしては。

現在、中央公民館は条例では現文化会館の場所となっているが、施設としての機能はなく、公民館の理念、ソフト事業は社会教育行政で推進されている。

社会教育課が新庁舎へ移転後は、新庁舎での公民館事業の実施は可能であるのか。もし、他の施設を転々と活用するならば、社会教育の拠点となる核を整備し社会教育の振興を図るべきである。そのためにも、現図書館2階、3階部分を公民館機能を持った施設として整備し、図書館及び公民館のソフト事業も企画運営できる体制整備が望まれる。建物全体の名称は市立富良野図書館とし、愛称を市民から募集して、親しみのある愛称により気軽に利用のできる施設とすべきである。

公民館機能を有する施設になると、開館時間も夜間までの延長が求められる。現文化会館と同様な開館時間、休館日を設けないとなると要員計画についても検討しなければならない。

●新図書館施設の貸館について

行政改革に伴い平成19年に使用料条例を全公立施設で見直しを行ったが、その時の市の方針では、受益者負担の原則により使用料の全額免除は行政が使用する場合のみとしたはずであるが、その方針は変更されていないか。

方針が変更されていないのであれば、図書館条例の改正により貸館使用料を規定し、減免規定で使用料の減額を図るべきでは。

現文化会館団体室のような無料で使用できる場所を設置する場合は、その理由を明確にしなければならない。団体用ロッカーの設置場所は、確保することは可能と思われる。

建物の管理場所が一か所の場合は、各部屋が1階～3階に離れており、事務室との非常時及び通常連絡のための内線電話あるいはインターホン等が必要である。

3、望ましい管理運営について

●今後の管理運営について

現1階、2階と3階部分を分ける管理運営は非効率的であり、建物一体管理が運営面からも効率的である。

管理運営は行政の直営、業務委託、指定管理があるが、

- ・直営では、開館時間延長、施設管理と本来の図書館業務推進のために人員増が求められる。夜間、休館時の貸館業務を委託とする方法もあるが。
- ・業務委託では、職員の配置が必要であり、どの業務を委託とするか検討必要。施設は市の管理下であり、問題発生時には受託者は市に判断を仰ぎ最終判断は下せない。
- ・指定管理では、管理運営全てを担うため、ソフト事業を含めた一括管理が可能となり、市教委の方針に指定管理者独自の方針を加えた民間活力の活用が見込める。

●学習スペースの設置について

静かな学習環境を提供するために、個室をブースで仕切り、学習スペースを確保する必要がある。個別のブースとなるため、現子ども未来課の場所などガラス越しの部屋に学習スペースを設置し、死角をつくらない場所が望ましい。

建物全体でのWi-Fi設備は必要であり、災害時の避難場所も考慮し非常用発電の整備も必要である。